

ID: 1318

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第28条		
法令番号	平成10年法律第92号		
<p>【基準】 法第28条の規定による。 (改善命令)</p> <p>第28条 市町村長は、認定事業者が認定計画(第25条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。第31条において同じ。)に従って中心市街地共同住宅供給事業を実施していないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期間を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1319

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	計画の認定の取消し		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第29条第1項		
法令番号	平成10年法律第92号		
<p>【基準】</p> <p>法第29条第1項の規定による。 (計画の認定の取消し)</p> <p>第29条 市町村長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、計画の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 前条の規定による命令に違反したとき。 (2) 不正な手段により計画の認定を受けたとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1321

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	改善命令		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第63条第2項		
法令番号	平成10年法律第92号		
【基準】	法第63条第2項の規定による。 (監督等) 第63条 2 市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1322

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	中心市街地整備推進機構の指定の取消し		
法令名 根拠条項	中心市街地の活性化に関する法律 第63条第3項		
法令番号	平成10年法律第92号		
<p>【基準】 法第63条第2項及び第3項の規定による。 (監督等) 第63条 2 市町村長は、推進機構が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、推進機構が前項の規定による命令に違反したときは、第61条第1項の規定による指定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5220

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	変更命令		
法令名 根拠条項	工場立地法 第10条第1項		
法令番号	昭和34年法律第24号		
【基準】	<p>法第10条第1項の規定による。 (変更命令)</p> <p>第10条 都道府県知事又は市長は、前条第2項の勧告を受けた者がその勧告に従わない場合において、特定工場の新設等が行われることにより同項各号に規定する事態が生じ、かつ、これを除去することが極めて困難となると認めるときは、その勧告を受けた者に対し、その勧告に係る事項の変更を命ずることができる。</p> <p>2 前項の規定による命令は、当該勧告に係る届出のあつた日から90日以内にしなければならない。</p>		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5235

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	法令等違反に対する措置命令		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第85条		
法令番号	昭和37年法律第141号		
<p>【基準】 法第85条の規定による。 (行政庁の命令)</p> <p>第85条 行政庁は、前条第1項の規定により報告を徴し、又は第81条第2項若しくは前条第1項の規定により検査をした場合において、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 5236

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	組合に対する解散の命令		
法令名 根拠条項	商店街振興組合法 第86条		
法令番号	昭和37年法律第141号		
<p>【基準】</p> <p>法第86条の規定による。 (組合に対する解散の命令)</p> <p>第86条 行政庁は、組合が第36条第2項に規定する設立要件を欠くに至つたと認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。</p> <p>2 行政庁は、組合が前条の規定による命令に違反したとき、又は組合が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合に対し、解散を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1638

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	高度化事業計画変更の認定の取消し		
法令名 根拠条項	中小小売商業振興法施行令 第9条第2項		
法令番号	昭和48年政令第286号		
<p>【基準】 政令第9条第2項の規定による。 (認定計画の変更等)</p> <p>第9条 2 経済産業大臣又は主務大臣は、それぞれ、法第4条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定による認定を受けた者、同条第3項第3号イ若しくはロに規定する会社若しくは同条第6項に規定する特定会社又は同条第4項若しくは第5項の規定による認定を受けた者若しくは同条第4項第2号に規定する会社が当該認定計画(当該認定計画の変更について前項の規定による認定を受けたときは、その変更後のもの)に従って高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3008

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	組合員以外の者の事業の利用の特例の認可の取消し		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第9条の2の3第2項		
法令番号	昭和24年法律第181号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条の2の3第2項の規定による。 (組合員以外の者の事業の利用の特例)</p> <p>第9条の2の3</p> <p>2 行政庁は、前項の認可に係る事業について、第9条の2第3項ただし書に規定する限度を超えて組合員以外の者に当該事業を利用させることが当該事業の運営の適正化を図るために必要かつ適切なものでなくなつたと認めるときは、当該認可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3011

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	共済代理店の業務運営の改善に必要な措置の命令		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第9条の7の5第1項において準用する保険業法第306条		
法令番号	昭和24年法律第181号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条の7の5第1項において準用する保険業法第306条の規定による。 (業務改善命令)</p> <p>第306条 内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人の業務の運営に関し、保険契約者等の利益を害する事実があると認めるときは、保険契約者等の保護のため必要な限度において、当該特定保険募集人又は保険仲立人に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3012

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	共済契約の募集の停止の命令		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第9条の7の5第1項において準用する保険業法第307条第1項		
法令番号	昭和24年法律第181号		
<p>【基準】</p> <p>法第9条の7の5第1項において準用する保険業法第307条第1項の規定による。 (登録の取消し等)</p> <p>第307条 内閣総理大臣は、特定保険募集人又は保険仲立人が次の各号のいずれかに該当するときは、第276条若しくは第286条の登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 特定保険募集人が第279条第1項第1号から第3号まで、第4号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第5号、第7号、第8号(同項第6号に係る部分を除く。)、第9号(同項第6号に係る部分を除く。)、第10号若しくは第11号のいずれかに該当することとなったとき、又は保険仲立人が第289条第1項第1号から第3号まで、第4号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)、第5号、第7号、第8号(同項第6号に係る部分を除く。)、第9号(同項第6号に係る部分を除く。)若しくは第10号のいずれかに該当することとなったとき。</p> <p>(2) 不正の手段により第276条又は第286条の登録を受けたとき。</p> <p>(3) この法律又はこの法律に基づく内閣総理大臣の処分に違反したとき、その他保険募集に関し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3017

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	共済計理人の解任の命令		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第58条の8		
法令番号	昭和24年法律第181号		
【基準】	法第58条の8の規定による。 第58条の8 行政庁は、共済計理人が、この法律又はこの法律に基づいてする行政庁の処分に違反したときは、当該組合に対し、その解任を命ずることができる。		
備考			
設定年月日	平成27年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3019

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	法令の違反等に対し組合が必要な措置を採るべき旨の命令		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第106条第1項		
法令番号	昭和24年法律第181号		
<p>【基準】 法第106条第1項の規定による。 (法令等の違反に対する処分)</p> <p>第106条 行政庁は、第105条の3第2項の規定により報告を徴し、又は第105条第2項若しくは前条第1項の規定により検査をした場合において、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3020

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	組合の解散の命令		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第106条第2項		
法令番号	昭和24年法律第181号		
<p>【基準】 法第106条第2項の規定による。 (法令等の違反に対する処分)</p> <p>第106条 2 行政庁は、組合若しくは中央会が前項の命令に違反したとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのにその成立の日から1年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き1年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3021

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	共済事業を行う組合の定款等に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更の命令		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第106条の2第1項		
法令番号	昭和24年法律第181号		
<p>【基準】</p> <p>法第106条の2第1項の規定による。 (共済事業に係る監督上の処分)</p> <p>第106条の2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、共済事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、その必要の限度において、定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項の変更又は業務執行の方法の変更を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3022

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	共済事業を行う組合の改善計画の提出の要求若しくは改善計画の変更の命令又は業務の停止の命令若しくは財産の供託その他監督上必要な措置の命令		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第106条の2第2項		
法令番号	昭和24年法律第181号		
<p>【基準】</p> <p>法第106条の2第2項の規定による。 (共済事業に係る監督上の処分)</p> <p>第106条の2</p> <p>2 行政庁は、共済事業を行う組合の業務若しくは財産又は共済事業を行う組合及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、組合員その他の共済契約者の保護を図るため必要があると認めるときは、当該組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該組合の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該組合の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 6 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3023

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	共済規程の認可の取消し		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第106条の2第4項		
法令番号	昭和24年法律第181号		
【基準】	法第106条の2第4項の規定による。 (共済事業に係る監督上の処分) 第106条の2 4 行政庁は、共済事業を行う組合の財産の状況が著しく悪化し、共済事業を継続することが組合員その他の共済契約者の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該組合の第9条の6の2第1項(第9条の9第5項において準用する場合を含む。)の認可を取り消し、又は火災共済協同組合若しくは第9条の9第1項第3号の事業を行う協同組合連合会については、第27条の2第1項の認可を取り消すことができる。		
備考			
設定年月日	平成27年6月30日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3024

担当部署: 商工労政観光課

処分の概要	共済事業を行う組合の業務の停止若しくは役員解任の命令又は共済規程の認可の取消し		
法令名 根拠条項	中小企業等協同組合法 第106条の2第5項		
法令番号	昭和24年法律第181号		
<p>【基準】</p> <p>法第106条の2第5項の規定による。 (共済事業に係る監督上の処分)</p> <p>第106条の2</p> <p>5 行政庁は、共済事業を行う組合が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、当該組合の業務の全部若しくは一部の停止若しくは役員解任を命じ、若しくは第9条の6の2第1項(第9条の9第5項又は第8項において準用する場合を含む。)の認可若しくは第9条の7の2第1項(第9条の9第5項において準用する場合を含む。)の認可を取り消し、又は第9条の9第1項第3号の事業を行う協同組合連合会については、第27条の2第1項の認可を取り消すことができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成27年6月30日	最終変更年月日	年 月 日